

自転車のルールと罰則

自転車の主な違反

酒酔い運転



道路交通法
第65条第1項

罰則 5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

信号無視



道路交通法
第7条

罰則 3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

右側通行



道路交通法第17条第4項

罰則 3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

指定場所一時不停止



道路交通法
第43条

罰則 3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

傘さし運転



道路交通法第71条第6号
京都府道路交通規則第12条第9号

罰則 5万円以下の罰金

二人乗り



道路交通法第57条第2項
京都府道路交通規則第9条第1号

※ 大人が幼児を乗せる
場合等の例外あり

罰則 2万円以下の罰金
又は料料

無灯火



道路交通法
第52条第1項

罰則 5万円以下の罰金

携帯電話等・イヤホン・ヘッドホン等の使用



道路交通法第71条第6号
京都府道路交通規則第12条第12号

道路交通法第71条第6号
京都府道路交通規則第12条第13号

罰則 5万円以下の罰金

歩道の通行方法

普通自転車は、「自転車及び歩行者専用」の道路標識がある場合のほか、13歳未満の子どもや、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転している場合、道路状況からやむを得ない場合は、歩道を通行することができます。

道路交通法
第63条の4



歩道は、歩行者優先です。歩道を通行する時は徐行し、歩行者の通行を妨げそうなときは、一時停止をしなければなりません。

罰則 2万円以下の罰金又は料料

「歩道通行部分」が指定されていないときは、歩道の車道寄りの部分を通行しなければなりません。

罰則 2万円以下の罰金
又は料料

